行方市における開発行為の事前協議について

1 開発行為の許可の流れ

(1) 茨城県(建築指導課・鹿行県民センター) との協議

行方市内における開発行為の許可は、茨城県で行っています。

開発行為に該当するものであるか、事前に茨城県と協議を行ってください。また、該当する 場合は、技術的指導を受けてください。

○開発行為の許可申請等窓口

面積が O. 3ha 以上 5ha 未満の開発行為	面積が5ha 以上(農地4ha 以上)の開発行為
茨城県鹿行県民センター建築指導課	茨城県土木部都市局建築指導課
茨城県鉾田市鉾田1367-3	茨城県水戸市笠原町978-6
TLO291-33-4114	℡029-301-4732

(2) 行方市(公共施設管理者)との協議

①開発者 → 事前に関係課等との協議

「行方市宅地開発指導要綱」に基づく協議申出書提出後の処理を合理的に行うため、関係 課等との事前協議を行ってください。

協議を行う場合は、対象となる施設等の内容がわかる図面等をご持参願います。

- ②開発者 → 「行方市宅地開発指導要綱」に基づく協議申出書を都市建設課に提出 正本 1 部と副本 1 0 部 (関係課分)を提出してください。
- ③行方市 → 「協議通知書」「開発事業協定書」「公共施設の管理者の同意書」を開発者へ交付

(3) 茨城県に開発行為許可申請

開発行為許可申請書に、行方市が交付した「協議通知書」「開発事業協定書」「公共施設の管理者の同意書」を添付してください。

2 公共施設管理者との協議上の注意事項

(1)都市計画法第32条関係

公共施設管理者の同意が必要となるので、管理者(担当課)に確認してください。 特に、排水については、行方市が管理している箇所と土地改良区等が管理している箇所があ り、これらの機関の同意が必要となる場合もあるのでご注意願います。

(2) 都市計画法第40条関係

公共施設の用に供する土地の帰属及び施設の帰属については、帰属の有無及び帰属先並びに 施設の機能について関係課と協議を行ってください。

(3) 行方市が管理していない公共施設関係

行方市が管理していない公共施設の管理者との同意及び帰属については、管理している機関 と別途協議を行ってください。

3 その他

(1) 茨城県土木部都市局建築指導課のホームページで、開発許可制度関連資料の閲覧や様式のダウンロードができます。

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class13/

(2)「行方市宅地開発指導要綱」は、行方市のホームページからダウンロードできます。

http://www.city.namegata.ibaraki.jp/index.php?code=1517

開発行為に関するお問合せ・ご相談は、

行方市 建設部 都市建設課 都市計画グループ(私0299-55-0111)まで